

大阪市阿倍野区地域活動協議会の認定に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域活動協議会に対する補助金の交付の基準に関する要綱（以下、「基準に関する要綱」という。）第5条各項に定めるもののほか、同要綱第4条の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(基準に関する要綱に追加する認定要件)

第2条 基準に関する要綱第4条1項第7号に基づき、大阪市阿倍野区長（以下、「区長」という。）が定める要件は以下のとおりとする。

- (1) 地域活動協議会の意思決定機関の構成員の平均年齢をおおむね50代とする。
- (2) 地域活動協議会の意思決定機関の構成員の女性割合を2割以上とする。
- (3) (1)、(2)に関わらず、区長が特に認めた場合はこの限りでない。

(認定の手続き)

第3条 基準に関する要綱第4条の認定（以下、「認定」という。）を受けようとする者は、「地域活動協議会認定申請書」（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

- (1) 規約
- (2) 地域活動協議会を構成する者（以下、「構成団体等」という。）に関する名簿（構成団体等の名称を記載した名簿をいう。以下同じ。）
- (3) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所を記載した名簿をいう。以下同じ。）
- (4) 地域活動協議会の意思決定機関の構成員名簿（構成員の氏名、性別、年齢及び所属する団体名等を記載した名簿をいう。）
- (5) その他区長が必要と認めるもの

(認定の通知)

第4条 区長は、認定の申請があった場合は、認定の要件について審査し、要件に適合すると認めるとときは、「地域活動協議会認定通知書」（様式第2号）により、当該組織に通知するものとする。

(規約の記載事項)

第5条 第3条に規定する規約には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 名称（認定要件に該当すれば、名称は問わない。）
- (2) 目的
- (3) 活動区域（*基準に関する要綱第4条第1項第3号）
- (4) 事務所の所在地

- (5) 活動内容に関する事項 (*基準に関する要綱第4条第1項第1号)
- (6) 構成団体等に関する事項 (*基準に関する要綱第4条第1項第2号)
- (7) 役員等に関する事項 (*基準に関する要綱第4条第1項第3号及び第4号)
- (8) 会議に関する事項 (*基準に関する要綱第4条第1項第4号)
- (9) 意思決定、業務遂行及び会計の透明性の確保に関する事項 (*基準に関する要綱第4条第1項第3号及第5号)

(変更の届出)

第6条 地域活動協議会は、規約、構成団体等、役員その他の事項を変更するときは、「地域活動協議会変更届出書」（様式第3号）により区長に届け出なければならない。

(解散に伴う届出)

第7条 地域活動協議会を解散するときは、「地域活動協議会 解散届出書」（様式第4号）により区長に届け出なければならない。

(報告及び検査)

第8条 区長は、地域活動協議会が基準に関する要綱第5条第2項の各号に該当する疑いがあり又は本要綱若しくは規約に違反するなどその運営が著しく適正を欠く疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該地域活動協議会に対して報告を求め、又は当該地域活動協議会の承諾を得たうえで職員に当該地域活動協議会の事務所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

(改善のための指導)

第9条 区長は、地域活動協議会が基準に関する要綱第5条第2項の各号に該当すると認め又は本要綱若しくは規約に違反するなどその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該地域活動協議会に対し、その改善のための必要な措置を取るよう指導することができる。

(認定の取消)

第10条 区長は、地域活動協議会が基準に関する要綱第5条第2項の各号に該当すると認め又は本要綱若しくは規約に違反するなどその運営が著しく適正を欠くと認めるときであって、他の方法により是正することができないときは、「地域活動協議会認定取消通知書」（様式第5号）により通知し、その認定を取り消さなければならない。

(施行の細目)

第11条 この要綱の施行の細目について必要な事項は、大阪市阿倍野区長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(様式第1号)

令和 年 月 日

大阪市阿倍野区長

住 所
(主たる事務所の所在地)
氏 名
(団体の名称及び代表者の氏名)

地域活動協議会 認定申請書

地域活動協議会に対する補助金の交付の基準に関する要綱第4条第1項の認定をしていただきたいので、地域活動協議会の認定に関する要綱第3条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

1 名 称

2 設 立 年 月 日

3 活動区域 別添のとおり

4 関係書類 別添のとおり

(様式第2号)

大阿市 第 号

令和 年 月 日

(地域活動協議会名称)

(代表者役職・氏名) 様

大阪市阿倍野区長

地域活動協議会 認定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました地域活動協議会に対する補助金の交付の基準に関する要綱第4条第1項の認定について、同項各号に掲げる要件を備えていると認めましたので、地域活動協議会の認定に関する要綱第4条の規定により通知します。

(様式第3号)

令和 年 月 日

大阪市阿倍野区長

住 所

(主たる事務所の所在地)

氏 名

(団体の名称及び代表者の氏名)

地域活動協議会 変更届出書

地域活動協議会の認定に関する要綱第6条の規定により、令和 年 月 日に提出した申請書等の記載事項について一部変更があったので、次のとおり届け出ます。

記

(変更内容)

(様式第4号)

令和 年 月 日

大阪市阿倍野区長

住 所

(主たる事務所の所在地)

氏 名

(団体の名称及び代表者の氏名)

地域活動協議会 解散届出書

地域活動協議会の認定に関する要綱第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

記

地域活動協議会の名称	
認 定 年 月 日	
解 散 年 月 日	
解 散 理 由	
備 考	

(様式第5号)

大阿市 第 号
令和 年 月 日

(地域活動協議会名称)

(代表者役職・氏名) 様

大阪市阿倍野区長

地域活動協議会 認定取消通知書

令和 年 月 日付け大阿市 第 号により貴地域活動協議会を認定しましたが、地域活動協議会の認定に関する要綱第10条の規定により、認定を取り消しましたので、次のとおり通知します。

記

(取消理由)